

平成 22 年 3 月 25 日

インターネットでの契約内容照会サービスの開始について

富国生命保険相互会社（社長 秋山智史）は、お客さまの利便性向上を目的として、インターネットを通じたご契約内容照会サービスを、平成 22 年 3 月 25 日より開始いたします。

「フコク生命カード」をお持ちのお客さまに、当社公式ホームページ上で利用登録を行っていただくことで、ご加入いただいているご契約の内容をインターネット上で確認できるようになります。また、今後はフコク生命カードをお持ちでないお客さまにも、本サービスをご利用いただけるよう改定する予定です。

【契約内容照会サービスの概要】

- フコク生命カードをお持ちのお客さまが、ご加入いただいているご契約の内容を、インターネット上で **24 時間 365 日** 確認することができます。
- ご確認できる内容は、ご契約の現在状況や保障内容などです。
- ご利用にあたっては、インターネット上でのユーザー登録が必要となります。ご加入いただいている契約の記号・証券番号、フコク生命カード番号などを入力することで、ユーザー登録ができます。

※「フコク生命カード」

当社の契約者さま専用の、年会費無料のカードです。会員のお客さまは、提携の ATM で契約者貸付などのお取引をご利用いただけます。

また、24 時間対応の電話健康相談サービスや電話介護相談サービスなど、さまざまな割引き・ご優待サービスをご利用できる「健康得約サービス」などの特典があります。

【今後の展開】

すべての契約者さまにご利用いただけるよう、フコク生命カードをお持ちでないお客さまにも、郵送によるお申込みで、本サービスをご利用いただけるように利用登録方法を改定する予定です（平成 22 年 8 月頃実施予定）。

※システムメンテナンスのため、事前に当社公式ホームページでお知らせしたうえで、サービスを一時的に停止する場合があります。

※セキュリティシステムには、万全を期しております。

当社公式ホームページ：
<http://www.fukoku-life.co.jp>

以上

ご契約内容レポート

ご契約の概要

記号—証券番号 512-9999999

この資料は平成21年11月19日現在の内容を表示しています。本日のご契約内容ではありません。現在、ご契約内容の変更などの手続中の場合、内容が変わる場合があります。また、実際の手続日によっては金額が変わる場合もありますので、ご注意ください。

●契約基本情報

契約者	フコク タロウ 様	性別	男性	生年月日	昭和43年 8月31日
被保険者	フコク タロウ 様	性別	男性	生年月日	昭和43年 8月31日

●受取人情報

死亡保険金受取人	フコク ハナコ 様
指定代理請求特約 指定代理請求人	フコク ハナコ 様

●届出住所情報

郵便番号	100-0011	電話番号	03-9999-9999
住所	東京都千代田区内幸町 2-2-2		

●契約状況

記号—証券番号	512-9999999		
保険種類	定期付新積立型介護保険		
契約の現在状況	保険料お払込中		
契約日	平成21年 8月 1日	バック契約	(記号—証券番号 576-9999999)
主契約の保険期間	終身		
主契約の保険料払込期間	終身払		
配当金支払方法	積立	※ご契約内容は上記の記号—証券番号よりご確認ください。	

●代表的な保障内容

・病気で死亡・高郵障かゝるとき 4,000万円+死亡給付金(死亡の場合のみ)(平成31年7月31日まで)(自動更新)
 ・災害で死亡・高郵障かゝるとき 4,600万円(平成31年7月31日まで)(自動更新)
 以下余白

●保険料

	15,309円	団体扱 月払
団体名	富国産業株式会社	

●記載の年齢は主契約の被保険者の契約年齢です。 ●ご契約後の被保険者の年齢は、契約年齢に契約応当日ごとに1歳を加え計算します。
 ●保険期間は、被保険者の年齢が保険期間満了時の年齢となる契約応当日の前日までとします。

帳票作成日 平成21年11月19日

ご契約内容レポート

保障内容 1

記号—証券番号 512-9999999

この資料は平成21年11月19日現在の内容を表示しています。本日のご契約内容ではありません。現在、ご契約内容の変更などの手続中の場合、内容が変わる場合があります。また、実際の手続日によっては金額が変わる場合もありますので、ご注意ください。

●主契約・特約の内容

主契約・特約の名称	保障内容	保険期間	保険料払込期間	保険料
主契約	100万円	終身	終身払	2,333円
定期保険特約	500万円	10年間(50歳まで)	10年間(50歳まで)	1,795円
収入保障特約・10年確定	年金年額 250万円	10年間(50歳まで)	10年間(50歳まで)	8,375円
新介護保険定期保険特約	300万円	10年間(50歳まで)	10年間(50歳まで)	1,437円
介護収入保障特約	年金年額 70万円	10年間(50歳まで)	10年間(50歳まで)	3,143円
傷害特約<本人>	500万円	40年間(80歳まで)	40年間(80歳まで)	310円
転換充当額		10年間(50歳まで)	10年間(50歳まで)	-2,084円
リビング・ニーズ特約	付加されています	—	—	無料
以下余白				

●家族型特約の給付金は、原則主契約の被保険者の6割（成人病部分は満6歳未満のお子さまは3割）となります。家族型特約は、被保険者の保障内容と異なるときは、6割給付とならない場合もあります。詳しくは「ご契約のしおり—定款・約款」をご確認ください。

●保険金に関するご案内

- ・死亡（収入保障年金）または高度障がい状態（高度障害年金）に該当したとき 年金総額 2,500万円（年金支払期間10年）（自動更新）
 - ・公的介護保険制度の要介護1と認定されたとき 軽度介護給付金 95万円（自動更新）
（要介護1の認定を受けずに要介護2以上と認定、または所定の要介護状態が一定期間継続したときは、軽度介護給付金を介護保険金などに上乗せしてお支払いします。）
 - ・公的介護保険制度の要介護2以上と認定、または所定の要介護状態が一定期間継続したとき（介護年金）、死亡（収入保障年金）または高度障がい状態（高度障害年金）に該当したとき 年金総額 700万円（年金支払期間10年）（自動更新）
 - ・公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき 介護保険金 300万円（自動更新）
 - ・第2保険期間中に公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたときは、介護保険金をお支払いします。
 - ・余命が6ヵ月以内と診断されたとき、死亡保険金の一部または全額をお支払いする「リビング・ニーズ特約」が付加されています。
- 以下余白

●災害で死亡・高度障がいの場合のお支払額には、傷害特約の災害保険金または障害給付金第1級（10割）を含みます。●傷害特約の障害給付金支払後に保険金支払事由に該当された場合は障害給付金の支払額を差し引いてお支払いすることがあります。詳しくは約款をご覧ください。●災害で死亡・高度障がいのときのお支払額には、障害給付金のお支払いを考慮していない金額を表示しております。

●記載の年齢は主契約の被保険者の契約年齢です。 ●ご契約後の被保険者の年齢は、契約年齢に契約応当日ごとに1歳を加え計算します。
●保険期間は、被保険者の年齢が保険期間満了時の年齢となる契約応当日の前日までとします。

帳票作成日 平成21年11月19日